

総務経済常任委員会会議記録（概要）

平成31年3月13日（水）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第24号「所沢市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第24号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第26号「所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

職員の待遇にかかわる部分ということで、それぞれ職員の組合との協議
や合意はどのようになっているのか。

高橋職員課長

職員団体とは、勤務条件であることから、交渉を行いました。経過とし
ては、自治労連と延べ9回の折衝、交渉を行い、その他、総務部長と執行
委員長による協議も5回行っております。自治労と延べ5回の折衝、交渉
を行い、その他、総務部長と執行委員長による協議を9回行っております。
両組合とも、妥結をいただいたところです。

城下委員

昨日の質疑でもあったが、法定価格、地域手当の部分とこれも本当にリ
ンクしていると思う。それぞれ地域によって割合が違っているというこ
とで、所沢市が8%になってきた理由というのをもう一度確認したい。

高橋職員課長

支給割合を8%とした経過ですが、地域手当はもともと、調整手当と呼
ばれてきたもので、平成18年度から地域手当という制度になりました。
所沢市では当初、調整手当の時点では国基準3%でしたが、市内官署の支

給割合が10%となりましたこととの均衡により、支給割合を10%としておりました。地域手当の移行の際も、平成18年度は10%を継続しましたが、平成19年度からは地域手当を8%に引き下げたということです。

城下委員

経過はわかった。近隣によっても違いがある。例えば、昨日の答弁だと、狭山市は12%ということで、所沢と隣接する東京都清瀬市とかも、そのあたりはどれぐらいか。

高橋職員課長

東京都清瀬市は16%、東京都東村山市は15%、東京都東大和市は12%、東京都武蔵村山市は3%等となっております。

城下委員

所沢市からも国に対して地域手当の広域的な枠組みとすることについての要望を出されているが、この要望の中身と、それに対する国の回答があるのかどうかを確認したい。

高橋職員課長

要望の内容としては、要望書を国に提出しまして、その中のところを申し上げますと、交通や通信網の発達により年々地域の地理的な一体性や生活圏の類似性が強くなり、特に近隣地域との社会経済環境の差がみられなくなっている状況の中で、地域の実態に大きな差がみられないことを鑑みれば、現在の支給割合の格差は是正すべき問題であると考えていま

す。このことをメインにしまして、あわせて子ども・子育て支援制度における法定価格の地域区分などにも影響を及ぼすということ、それと、職員の採用にも影響を与え、人材確保にも困難を来すこと、また、職員のモチベーション低下もみられるということなどを理由としまして、提出したところでは、今のところ、国から回答はいただけていない状況です。

城下委員

国の指定する支給割合以上に支給している自治体についての交付税に対する、いわゆる減額措置ということがされているとお聞きしたが、これはとんでもないことだと私は思っている。それに対する影響額というのは、この間、どれくらい減額されてきているのか。

高橋職員課長

減額は平成27年度から段階的に始まりまして、27年度は約3,000万円、28年度は約6,000万円、29年度は約8,800万円です。30年度も減額の見込みです。

城下委員

これに対する国の見直しみたいなものは、何か検討とか始まっているのか。

高橋職員課長

早急な検討は今のところは確認できておりませんが、この地域手当の制度自体が5年、10年という長い期間で見直されるものだというふう聞いております。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第26号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時13分）

（説明員交代）

再 開（午前9時14分）

○議案第21号「公の施設の相互利用に関する協議について」

【補足説明】なし

【質 疑】

城下委員

今回、ダイアプランの中に日高市が参加されるということだが、この参加についてはいつ頃から協議が始まっていたのか、経過についてお示しいただきたい。

市川経営企画
課長

日高市加入の経緯ですが、平成29年4月に日高市より協議会への加入に関する申し入れがありました。この後に、協議会4市によって検討を進めました結果、協議会の機能の充実に資するという事で判断されまして、平成30年5月の協議会定例総会で加入に向けた事務手続きを進めると議決されたところです。先日の2月2日の時点で平成31年4月付けで加入するという事で、5市での意思統一が図れております。

城下委員

名称が、通称ダイアプランなので、名称は変わるのか。

市川経営企画
課長

名称については、現在、日高市も含めた5市での協議の中では、ダイアプランという名称が浸透してきているというところもありますので、強固なつながりというような意味も込めまして、ダイアプランを継続するのがよろしかろう、というようなこととなっております。

末吉委員

日高市が入ってまた広がるということで、それ自体は賛成なのだが、各市の施設で利用条件が違ったりすることで、例えば、こちらは有料だけれどもこちらは無料だったり、そういったことで、いろいろと利用条件や利用金額が違ったりすることで、特に市境にあるような施設についてはいろいろとあると伺っている。埼玉県西部地域まちづくり協議会の中で、そういった利用条件の違いについて議題になることはあるのか。また、調整を考えることはあるのか。

市川経営企画
課長

各市の利用料を、例えば全部無料にしましうだとか、いくりに統一しましうというよな、そういった話は担当者会議や調整会議の中で議題として挙げられたこともありますが、それぞれの受益者負担の考え方で、各市で設定しているところですので、なかなかそれを統一というところに至ってはいないというところではす。

末吉委員

統一しろということについてではなく、逆に、基本的には、もっとお互いに利用が進めばよいということで、この協議会は動いているのかなというふうに思っているのだが、それでよいか。

市川経営企画
課長

そのとおりです。相互利用によって各市、相互の利用が促進されるということが、まず一つの目的でして、今回の協定に関しては、5市の中

でどの市民が使っても同じ金額で利用できるような形での統一を図る
というような趣旨です。

城下委員

4市が今度5市になるわけだが、過去、この4市でそれぞれの市民が
どこの市でどれぐらい利用したというデータみたいなものは取ってい
るのか。

市川経営企画
課長

利用状況については、それぞれの市毎に情報を共有しております。例
えば平成29年度は、狭山市民は2万8,738人が利用しておりまし
て、入間市民は1万8,664人、飯能市民は4,041人というのが
実績です。

城下委員

それは、所沢の施設を利用した数か。

市川経営企画
課長

そのとおりです。

城下委員

逆の場合はどうなのか。そういう情報も共有しているのか。

市川経営企画

所沢市民が各市の施設を利用した実績についても、共有をしておりま

課長

す。

城下委員

そうすると、所沢市が他の3市を利用している数字というのは、年々ふえてきているのか、横ばいなのか、減少傾向なのか。

市川経営企画

課長

これまでの推移でいきますと、過去5年間ですと、平成25年の実績が全市の合計で50万5,447人、平成29年の実績が59万441人ということで、8万5,000人程の増加をみせているところです。延べ人数です。

末吉委員

他市の方が所沢市を利用するのと、所沢市民が他市の施設を利用するのと、どちらが多いのか。

市川経営企画

課長

所沢市民が使っている方が多い状況ではあります。もともと、人口規模が異なりますので、一概に比較はなかなか難しいかとは思いますが。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第21号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第27号「所沢市立所沢図書館設置条例等の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

末吉委員

パブリックコメントでの御意見はどんな内容だったのか。

市川経営企画
課長

パブリックコメントについては、1名から4件御意見をいただきました。加入に関して直接関係のあるものとしては、加入に賛成であるというような趣旨のことでした。その他の3件については、利用者の公共施設の利用マナーが、あまりよろしくないところがあるので、ぜひそういったところを徹底していただきたいという趣旨の御意見が3件加えられていたところではあります。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第27号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 (午前9時23分)

(説明員交代)

再 開 (午前10時8分)

○請願第1号「所沢市におけるパートナーシップの公的認証と性的少数者に関する諸問題への取組に関する請願」

粕谷委員長

初めに、署名の報告をいたします。追加署名が83名ありましたので、ここで報告いたします。

本日は、参考人として、請願者である小川奈津子さんに御出席をいただいております。この際、参考人の方に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序等について申し上げます。初めに、参考人に5分程度で御意見を述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

【参考人意見】

小川参考人

ただいま「小川奈津子」と御紹介いただきましたが、普段は「小川奈津己」という名前を使っております。生まれた時は女性として生まれ、今も体はそのままですが自認する性が男性であるため、男性として生活しているからです。「奈津子」という名前ですと、どこに行っても女性と認識されてしまいますので、自分で「奈津己」という名前をつけました。

そんなトランスジェンダーというセクシュアリティを持っている自分ですが、性的指向、恋愛対象となる性別は男性です。そのため以前は、自分は女性の戸籍を使って男性と婚姻するのだろうと考えていました。しかし、今のパートナーと付き合いをはじめた頃から、その状況が変わりました。今のパートナーは私と同じトランスジェンダーの男性で、相手も体が女性ですが自認する性は男性、というセクシュアリティです。少し複雑ですが、気持ちの上では男性同士だけれども、体や戸籍上の性別は女性同士ということになります。

それまでは友達が困っているから応援しよう、と思っていた同性婚や同性パートナーシップが、こうなって初めて我が事として振りかかってきました。何かの拍子に、突然我が身に振りかかる、我が事となるというのは、実はほかの同性パートナー達も多く経験しているのではないかと思います。それは、例えば、この人とこの先も一緒に生きていきたいと思った時や、ともに子供を持ちたい育てたいと思った時、自身が病気にかかった時、親の介護が必要になった時かもしれません。こうした人生の節目節目で、私たち同性パートナーを持つものは、自分たちの社会保障や人権がいかに守られていないかということに直面します。異性間のパートナーであれば、婚姻届という紙1枚を出して受理される、ただそれだけのことで、保障されるはずのさまざまな社会保障、それが自分達にはない、ということ突きつけられるわけです。

婚姻という制度は国の制度であり、自治体が簡単に口を出したり変え

たりできるものではないと認識しています。しかし、その制度の中で保障される社会保障のうち、一部は自治体の努力や権限で同じぐらいの権利を保障することができると考えています。そうした背景から今、全国11の自治体で同性パートナーシップ制度が開始されたという状況になっています。この社会保障や権利、人権というものは、決してマイノリティに対して何か特権を与えてください、とか特別扱いをしてほしい、という話ではありません。他の人が当たり前持っている、自分の愛するものが戸籍上異性であれば当たり前で持てたはずのその人権、今あるはずなのにない人権を保障していただきたい、いわばマイナスをゼロにするための政策であるという風に考えています。

今回は同性パートナーシップ制度に限らず、そのほかさまざまな性的少数者に対する施策も含めて審議を開始してくださいということで請願を提出しております。例えば、私であればトランスジェンダーですので、普段生活している見た目の性別と身分証明書の名前や性別が違うということによる困難もありますし、市役所の窓口等での性別欄を記載する時の困難もあります。こうしたところまで含めて、また、教育現場や就労の現場において、もし取り除ける壁があるのでしたら、そうしたものも含めて人権の問題、課題として話し合っただけなら非常に嬉しいです。

【参考人意見終了】

粕谷委員長

勇気のある御意見ありがとうございました。以上で、参考人からの意見の開陳は終わりました。次に質疑を許します。念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。また、参考人は、委員に対して質疑することはできないことになっておりますので、御了承願います。

【参考人への質疑】

城下委員

私の身近に同じような悩みをお持ちの方がいて、直接御相談を受けた経緯もある。委員会としても、資料でいただいた大阪市淀川区に先進自治体として調査に行った。そういう中で、所沢市の議員も、また委員会でも充実に向け取り組んでいるが、とりわけ所沢市については、それぞれ取り組みは始まっているところではあるが課題は多いと思う。まず、どういったことを取り組んでほしいのか、またどういう点が課題として、所沢市も所沢市なりにやってはいるが、その辺をお示しいただきたい。

小川参考人

まず、同性パートナーシップ制度もその一つであると思いますが、所沢市が市として、性的少数者について何か考えているとか、やろうとしていることを表明していただくことが一番重要であると考えます。その自治体がLGBTに対してフレンドリーであるか、理解があるかというのは、自分がそこで安心して暮らしていけるかどうかということにつ

なおりますし、例えば近隣の市町村が同性パートナーシップ制度を導入して、自分の市町村にないとなればそちらに引っ越してしまおうか、ということにもなりかねません。市民の生活を守るということもそうですし、市として発展していくという意味でも、ここで安心して暮らして大丈夫ですよ、ということ発信していただくことが一番重要であると考えます。

その手段の一つが同性パートナーシップ制度をつくるということであると思うのですが、そのほかにも講演会を開いたり、市内の各学校に対しリーフレットを配るなど、いろいろな発信の仕方があるのではないかと思います。

亀山委員

所沢市内で何か活動をしたことはあるのか。

小川参考人

所沢市内の県立高校がLGBTの当事者団体を呼んで、講演会を行ったということを聞いたことがあります。

亀山委員

講演をされてどういった反響、状況であったのか。

小川参考人

高校生相手の講演会ということで、先生方も初めての取り組みで非常に緊張されていたのですが反応は非常によく、単に性的マイノリティを理解しましょうという話ではなく、性的マイノリティの知識を通して、

人は一人一人違う、違いがあって当たり前である、だからこそ自分が人と違ってそれで自分を嫌いになったりしなくてもいいんだよ、自分に自信を持っていいんだよ、というメッセージングの講演会でした。生徒たちも自己肯定感ですとか、それこそキャリアプランまで影響するような考え方に視野を広げることができたというふうに聞いております。

城下委員

学校で講演されたということで、講演会や学校への発信にもつながる取り組みをという話だったと思うが、特に自分の性指向を自認するところでは、思春期が一番最初に向き合う時期である。そういう意味では学校、特に小学校、中学校でこうあったらよかったとか、こういうことにもっと取り組んでほしいということがあれば言ってほしいのと、もう一つ、今、所沢市では男女共同参画推進センターふらっとで学習会や講演会、面接による相談事業など取り組んでいるが、その部分についての改善などがあれば言っていただきたい。

小川参考人

一点目の学校における取り組みについてですが、今、おっしゃっていただいたように自分が同性を好きになると、多くの同性愛者が認識するのは大体思春期の前後、13歳前後とされています。トランスジェンダーが自分の性別に違和感を持ち始めるのはもっと早くて、小学校入学前が一番多いです。そのような状況があるため、学校の先生方や保護者の方の理解というのが、その子その子らしく生きていく上では不可欠

になると思うことから、まずは学校における適切な情報提供が一番大事です。

例えば、保健の教科書では思春期になると、誰もが異性に関心を持ち始めますというふうに書いてありますし、家庭科の教科書では異性と結婚して子供を持つというライフプランを考えてみましょう、といったワークもあります。その時に、先生が必ずしも異性だけとは限らないんだよ、と言ってくれるとか、必ずしも結婚しなきゃいけない、子供を持たなくてはいけないというわけもないんだよ、と言ってくれるその一言で救われる子供たちが多くいると思います。

あるいは、保健室や図書館の中に多様な性に関する本が置いてあるだけで、自分で手にとって読むことができるようになるかもしれません。そうした正しい情報を得る機会というのが、まず大事になってくると思います。

二つ目に重要なのが、保護者や教職員の理解です。今、かなり多くの学校で講演会等をしていただいておりますが、仮にその講演会で子供たちが人って多様でいいんだな、と思って帰宅しても、それを保護者に話した時に「そんな訳ないでしょ。」と言われてしまったら、せっかく芽生えた多様性や人権に関する意識がまた潰れてしまう。そうした意味では、子供たちが知るのと同様かそれより前に、大人たちもきちんと知っていなければいけないと思います。先生方や保護者への情報提供も同時に行っていく必要があると思います。

次に、男女共同参画推進センターについてですが、現在、相談事業があるということで、その相談事業があることで助かっている方も多くいると思います。より相談しやすくするためには、例えばこんなことが相談できますといった箇条書きの中に、性の悩みとかセクシュアルマイノリティのこと、LGBTのことという風に書いていただくのもいいですし、相談窓口には性的少数者のシンボルカラーである6色のレインボーフラッグを立てていただくことで、この人はわかってくれているんだ、ということを目視化していただくことがよいのではないかと思います。相談してもわかってもらえないのではないかと、とか相談した先でハラスメントに遭うのではないかと、など相談するまでにいろいろな心配事やハードルがあります。心理的ハードルをできるだけ取り去ることが相談のしやすさにつながるのではないかと思います。

末吉委員

私たちが大阪市淀川区に視察に行った時に、そのレインボーフラッグが大きくあって、相談事業が非常に重要であるということを見せていただき、民間の非常に専門的なところに委託をしていると説明を受けたが、今の相談事業のことで言えば、市の窓口に行くというよりはどんな形だったらよいのかを伺いたい。

小川参考人

相談の仕方ですが、やはりかなりプライベートな内容になるのでプライバシーの確保というのが一番重要になるかと思います。窓口での相談

というのが、オープンスペースで行われる場合ですとかなり行きづらい
と思います。仮に対面であっても個室ですとか、音や顔が見られないこ
とへの配慮というのがあるとありがたいです。今多く利用されているの
が、電話相談、若者向けにメールやLINEを使った相談というのがあ
ります。LINE相談はかなりニーズが高まっています。電話ですと、
その声を家族に聞かれてしまいますが、メールやLINEであれば自分
のスマートフォン一つで家族に知られることなく相談ができるので安
心感がより高まるかと思います。

末吉委員

最初の陳述にあったように、LGBTの中には性自認と性的指向が多
様に絡み合っていることだと思うが、性自認の中で困難を感じられて
きて、こういうふうに改善されたらと思われたことは具体的にあるの
か。

小川参考人

性自認に由来する困難というのは多々ありますが、人生の中で一番大
きく立ちのかるのは学校に通っている時と働く時だと思います。学校
に通っている時というのは、一番はやはり制服です。男女別の制服しか
ない場合ですと、毎日自分の自認する性別とは異なる服装をしなければ
いけないということが非常に精神的なストレスになりますし、それが原
因で学校に行きづらさを感じ、不登校になる場合も少なくないと思いま
す。私はたまたま地元の公立中学校に制服がなく、高校も制服がない学

校を選び進学したのでその苦しさを味わうことはなくて済んだのですが、仮に自分が学校を選べない状況であったら、また公立の学校の中に制服のない学校が1校もないという地域に自分が生まれ育っていたら非常に苦しただろうな、と思います。

学校の中ではほかにも、普段の生活の中や宿泊を伴う行事の中で男女分けをされることがたくさんありますので、そうした時に先生に相談ができるか、とか必要に応じて個別対応がとってもらえるか、などが子供にとっては安心して過ごせるかどうかの鍵になってくると思いますので、先ほど申し上げたように先生方や保護者の理解というところにつながってくるかと思います。

もう一つは就職をする時、働く時ですが、やはり履歴書にも性別欄がありますし、スーツというのは男性女性が非常にはっきり分かれたものになります。例えば、学籍や身分証明書と、普段生活している名前や性別が異なるときに履歴書に通称名を記入してよいのだろうか、戸籍は女性だけれども男性として働きたいので男性に丸を付けたら、これは経歴詐称のような罪に問われるのではないかと、スーツを着て説明会を面接に行く時に、どちらのスーツを着たらよいのか、それが原因で不利に働いて落とされてしまうのではないかと、そういった不安が就職時からずっとあります。

また、働き始めた後も、カミングアウトができているかどうか、とか自分の理解者が同僚の中にいるかどうか、また職場の中で普段からホモ

ネタ、オカマネタが飛び交うようなハラスメントがないか、といったところが勤続意欲やメンタルヘルスに直接つながってくるという調査もあります。性自認はその人の生き方の中でも、特に普段から自分の体に対する違和感ですとかどのような服を着るか、人前に出る時に性別というものはどうしてもつきまといますので、隠すこともできるけれどもそれに対する労力が非常に大きいですし、いざカミングアウトするとなったら中途半端にはできないということで非常に覚悟がいることだと思っています。そうした点で性自認による困難というのは大きいかなと感じています。

亀山委員

パートナーシップの件だが、東京都渋谷区は条例でそれ以外は要綱ということで、その中でも条例は厚生労働省、パートナーシップの登録性というやり方と宣誓書というやり方など、さまざまな形が他の自治体でもとられているところだが、小川さんが求めている形があれば伺いたい。

小川参考人

それぞれによい所があるので、一概にこれが絶対よいとは申し上げられないのですが、個人的には公正証書なしで登録できることがよいのではないかと思います。と言うのは、公正証書を作成するために高額の費用がかかります。婚姻届であれば、無料で用紙をもらい提出ということができるのですが、同性パートナーシップ制度になった途端に何万円も

かかるというのは公平でないように感じます。できれば公正証書なしで、登録や宣誓ができるといいと思います。

比較的最近にパートナーシップ制度を始めた東京都中野区では、ハイブリッド式といいますか公正証書なしのパターンでもできるし、公正証書を追加で提出することもできます。必要に応じて公正証書を追加することで、より強い保障にするというのはあってもよいかと思います。最低ラインとして、できるだけ費用の負担なくできるほうが嬉しいです。

城下委員

関連で、先日、私も息子さんがカミングアウトされた中野区のある区議会議員の話聞いた。中野区は宣誓を行うが、それに対する抵抗があるとのことであった。通常の婚姻だと、職員の前で宣誓しなくても済むわけだが、なぜ性的マイノリティの方たちがわざわざ職員の前で宣誓する必要があるのか、という課題も今でてきているということだが、その点についてはどうか。

小川参考人

私はできるだけ異性間の婚姻と同じようにできたらよいかなと思っています。そうした宣誓といったハードルもないほうが安心かな、という立場ではあります。ただ、多くの同性カップルは、結婚式を挙げていないということを踏まえると、例えば、結婚式で神前で宣誓をする代わりとして機能しているのかなという気もします。ほかの場所で宣誓して祝福される機会がない分、そこで祝福されることで非常に肯定感が上が

るといふことも、もしかしたらあるのかもしれないと想像しています。

村上委員

小川さん自身が、当然自分の中で苦しんでいる時期があつて、ある程度世界の中で自分を表に出していくタイミング、後押しのようなどういったものがあつて一歩前に踏み出せたのか教えてもらいたい。

小川参考人

自分の場合、こうして人前で話をするということができているのは、子供時代から非常に自己肯定感が高く育つことができたからだと思っております。これはセクシュアリティということに限らず、両親が何をしても認めてくれるような、例えばテストの点が80点として、その80点を褒める親もいれば、あと20点ががんばりなさい、という親もいます。うちの親は80点で褒めてくれる親でした。そうした家庭環境もあり、自分に自信を持ちながら大きくなれたというのが大きいと思います。

セクシュアリティに関しても、子供の頃から自分のことを「僕」とか「俺」と言っていたり、男の子の服装や言葉遣い、振る舞いをしてきましたが、それを友達がからかったり、先生に注意されることも一切ありませんでした。自分らしくいることは悪いことではない、という認識で大きくなることができたので、自分の自認する性が男性であること自体は、そんなに抵抗感なく受け入れることができました。ただ、自認する性が男性でありながら好きになる性も男性である、ということについて

は自分の中で何年か悩みました。それはトランスジェンダーを自分が名乗っていいのか、という悩みでしたが、それでも大丈夫と思えるようになったのは、大学生になりセクシュアルマイノリティのサークルに入り、いろいろな当事者に出会うようになってからでした。本当に人によって、性の自認の仕方もさまざまですし表現もさまざまでしたので、自分も典型的ではないかもしれないけれど、だからといって気後れしなくてもいいんだ、自分のセクシュアリティを自分で思っているように名乗っていいんだ、という風に思えるようになりました。

村上委員

今話を聞いていて、結局自分の中で悩んでいるものが、どこかで糸口があるとか解決する方法があるといった場合に、小川さんの場合は例えば大学の中にサークルがあったという話だが、そういったものというのは例えばフラッグとか何かお互いにわかり合えるものがあれば、そこは交流しやすいということだよいか。そういったものがなかなか所沢市にはまだないのではないか、という印象を持っているということか。

小川参考人

今おそらく一番最初に相談したいな、とか仲間を見つけたいな、と思った人がすることは、インターネットの検索だと思います。例えば大学のサークルであれば、ほとんどのサークルがツイッターのアカウントを持っていて、ここの大学にはあるんだ、ということがわかります。同じように、市の相談窓口がせつかくあるのに周知されていないということ

であれば、市のホームページなどにセクシュアルマイノリティの方の相談窓口はここで受け付けられます、とかこの窓口では性に関する相談が受け付けられます、ということを明記していただくことでアクセスがしやすくなると思います。実際、年間1件だった相談が、ホームページに窓口を明記してから77件までふえたという事例もありますので、そうしたアピールの仕方ができるのではないかと思います。

村上委員

例えばこういうものだけじゃだめなのか。やはり言葉でそういう相談をやっているとあったほうがよいのか。

小川参考人

レインボーカラーがあるだけでも安心感は非常に高いのですが、中にはレインボーフラッグを知らない当事者もやはりいます。活動をしている団体や所属したりしていれば、とても身近なものになるのですが、その情報すら知らないまま過ごしている方も多くいますので、言葉とマークと両方でアピールできるといいと思います。

城下委員

2月2日に彩の国さいたまのLGBTの成人式があった。それぞれの自治体でも成人式があるが、そういう意味では身近なところで参加したいということで、それぞれの自治体でもそういった取り組みをやっていたほうがいいのか。これは居住地を問わないが、その辺のところはどうか。

小川参考人

もともこのLGBT成人式というのは、LGBTの当事者が地元の成人式に参加しづらいという現状から生まれたイベントです。

背景としては、晴れ着というのが男女で分かれているのでトランスジェンダーの方がそれを着ることがなかなか難しいということ、また、トランスジェンダー以外でも例えば、地元でカミングアウトしていない人や、子供時代にセクシュアリティを理由にいじめられていた人は、地元の友達と顔を合わせなくてはならない機会や同窓会を兼ねるような機会にはなかなか行きづらいということがありました。成人式に行かないという選択ももちろんありますが、成人式に参加することによってここが門出であり、祝福をされたり、自分としても大人として社会の一員になっていくという自覚を持てたりなど、一つの人生の節目がなくなってしまうことになるので、成人というのを大人だけではなく、なりたい人になること、と捉えて年齢も地域も不問で始まったのがこのイベントです。ただ、イベントの意図としては、これが全国のいろいろなところで行われることでその地域の人達のエンパワーメントになればいいという思いもある一方で、いつかはこのイベントがなくなればいいという思いもあります。これを開いているということは、自分の成人式にセクシュアリティが理由で出られない、出たくないという人がまだいるということなので、これが必要なくなるくらいインクルーシブな社会になることが理想だと思っています。現段階では、近くであればもちろん行きや

すいというのがあると思いますが、開催のための労力も非常に高いのである程度地域ごとにまとまっての開催の方が人数も集まるのでよいのではないかと思います。

【参考人への質疑終結】

粕谷委員長

この際、参考人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。本日は、お忙しい中を本委員会のために御出席いただき、貴重な意見を述べていただき、心から感謝いたします。本委員会としましては、御意見を今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は、誠にありがとうございました。

(参考人退室)

休 憩 (午前10時44分)

再 開 (午前10時45分)

【質 疑】

城下委員

今回の請願を受け、委員会としても先進自治体である大阪市淀川区の取り組みを視察調査してきたが、それぞれ議員の立場からも人権保障、権利の保障、制度充実ということでいろいろな提案をしているところである。現段階での所沢市の性的少数者に対する支援策について確認したい。

酒井企画総務

現在、所沢市ではLGBTなどの性的マイノリティの方に対する環境

課主幹

整備としまして、意識啓発に努めているところです。市で行っている講座などを通して、まずLGBTの方たちが住みやすい環境になるような啓発活動に努めております。また、近隣の市町村で組織する埼玉県西部地域まちづくり協議会、通称ダイアプランにおいて今年度からLGBTについての研究を行っているところであり、来年度も引き続き研究を行い、制度を導入するかどうかというよりも制度自体がどうかというところを研究して進めていきたいというところです。

城下委員

同性パートナーシップの制度について、条例制定をとということを聞いた時に、ダイアプランで実施するほうがより実効性があるのではないかと、という話もあったかと思うが、まだまだ研究段階ということでは研究も必要だがそれをしっかりと施策に反映していくということでは、その辺の部分では少しスピード感も必要かと思うのが一つと、教育の部分、特に小学校、中学校の自認していくところでの支援や理解というところでは、教育委員会との連携ということについてはどのように検討しているのか。

酒井企画総務

課主幹

来年度については、制度を導入しております自治体に視察に行ったり、また当事者の方を含んだアンケートを行い、実態を確認していくところが一つであり、これを先ほど申し上げました西部地域まちづくり協議会の会議において来年度の計画を提案していく方向で進んで

おり、まだ決定しておりませんが所沢市としての考えであります。

また教育委員会との連携については、第4次所沢市男女共同参画計画の中でも、性の多様性への理解促進ということで基本の施策に関連づけており、具体的な関連事業で理解促進のための啓発や講座は男女共同参画が中心ですが、教育に関しては学校教育課と連携を図ってそのあたりのところを進めていきたいと考えております。

平田 経営企画
部長 先ほど小川参考人より、さまざまなまだ足りていない部分のお話をいただきました。研究をしなくてもできることというのがありますので、できることについては、早速現場で取り組まさせていただきます。

末吉委員 意識啓発をしているという話だが、意識啓発の内容は、市民の方にごういうことを啓発しているのか。

酒井 企画総務
課主幹 先ほど申しました講座の中では、まず、多様な性について考えてみようということで、一般的な内容をお話するのと、先ほど参考人もおっしゃっていましたが、違いをこれでよいのだと認め合うという意識の啓発に努めていくという内容で講座等を開いております。

平田 経営企画
部長 補足します。まず、一般の市民の方を対象に、ふらっとにおいては、平成29年度、30年度、「多様な性について考えてみよう」というこ

とをテーマとして実施しております。また、職員に対しては、LGBTについてまだまだ知らない職員もおりますので、まず、平成28年度には課長級、課長級補佐級を対象に100人規模で、平成29年度はリーダー級も含めて主査、主任、主事等50人以上の職員、また、企業の方々にもお声掛けをさせていただきまして、実施させていただいております。この3年間はそういったさまざまな形で、実際に御理解いただくという前に、そもそも御存知ない方々もまだまだいらっしゃいますので、そういったことを取り組んできたところがあります。

末吉委員

これまで、開催してきた中で、成果と評価ということ言えば、今の部長の答弁だと、そのことで市民の意識が大きく変わったというよりは、まず、そういったことがあるということの周知というふうに理解した方がよいかということと、本当の意味の、それが行動に変わっていくという意味の啓発ということがあるかと思うが、その点についてどのように深めていくつもりなのか、教えていただきたい。

内野企画総務
課長

今委員がおっしゃったように、実際まだ、アンケートや、愛知県名古屋市で意識調査等を行っていて、LGBTの認知度、性的マイノリティーがあるという認知度が非常に低いとわかっております。年配の方々はまだ全然そんなのないでしょう、と、知らない方も多いので、そのあたりについて、やはり最初のとっかかりとして入り口としては必要なのか

な、ということで平成28年から行っています。また、受け手として、市の職員というのは窓口の対応とかさまざまな場面でいろいろな方と接する機会があるので、そのあたりはやはり必要かなということです。職員もまだまだ認知されていないというのが実際でしたので、今はそんなことはだいぶなくなったのですが、やるべきだなということで、3月にSUNという情報誌を発行するのですが、そこではLGBTの関係も入れさせていただいております。恐らくまだまだ認知度が低いので、そういう情報誌やホームページとかでやっていきたいと思っております。

末吉委員

職員のことで言うと、そうは言っても市役所の行政窓口実際に来ざるを得ない場面が多いわけで、その場合に、理解がなかったでは済まされないと、先ほどの参考人の話でもあったが、あるべきではない対応とか、傷つけてしまう対応とか、さまざまなことが、もし受け手の側が理解していないということであれば、そういった事例が起きると思う。今、把握されている中で、そういった問題が起こっているのか、そのことについて、多少調査や集約がされているのか。認識を伺いたい。

内野企画総務
課長

現時点では、職員に対しての調査というのは行っておりません。

城下委員

御存じのように、入間市議会には当事者の方がいらっしゃって、私もこの前、その方のお話を聞く機会があったのだが、先ほど、まず知ることから始めるべきだというお話があった。それこそまさに、教育委員会とか、所沢市の図書館とか、例えば入間市は当事者が議会にいらっしゃるということで、図書館にLGBTのコーナーを設置したり、これは自ら館長の提案で理解を広げようということで、そういった取り組みがされているだとか。実際、若い人だけではない。高齢者の方にも性的少数者の方もいらっしゃるということで、その方がおっしゃるには、介護の現場でのそういったLGBTの方々の居場所づくりも必要だというお話も当事者からお聞きした。なるほど、そうだと。所沢市としての介護の現場とか、教育の現場、生涯学習の図書館等の現場では、先ほど部長ができることは早速やりたいとおっしゃっていたので、これは全庁的な取組になると思う。その辺りでぜひ、いろいろとアンケートや提案もされているようだが、ダイアプランと進めていくのと併せて、市としての対応というのは、市の判断でできることなので、どのような考えでいるのか。

平田経営企画
部長

福祉の現場というところでも、関係があるということも私も初めて知りましたので、これから全庁的にこういった取り組み、今までやってきたこれ以上の取り組みをさせていただいて、先ほど申しましたとおり、現場に応じた、何かできることは早速できるような取り組みを、どんな

ことができるか、そのあたりは現場の方に確認しながら、双方向で確認しながら進めていければと思います。ぜひ、アクションとして何か形にしたいと考えております。

村上委員

第6次総合計画の中で初めて性的少数者という言葉が入ってきていると思う。せっかくの機会だから、初めてこの言葉が入ってきた背景とか経緯ということをまずお示しいただきたい。

平田経営企画
部長

今回、第6次総合計画をつくる中で、並行して第4次男女共同参画計画の方も策定をさせていただいておりましたので、そのあたりは相互にいろいろと情報交換をしながら進めたところがあります。社会的な背景もありまして、これからは多様性を、全ての人が理解すると言いますか、そういった環境の中で、いろいろな市の取り組み、あるいは社会的な環境についても変わっていく必要があるということで、第6次総合計画では掲載させていただいたところです。

村上委員

第6次総合計画の中で文言が入ってきたというのはかなり大きな第一歩だと思う。それが男女共同参画計画の改定に伴っているということで、今、さまざま、できるところからと話があったが、基本計画の中にはうたわれているわけだから、それを実施計画の中に落とし込んでいく具体的な作業というのを、それはどこでコントロールしてどうやってい

くのかというのを、現時点で構わないので、実施計画まで落とし込むその目標みたいなものをある程度、新年度の中で何かができるのか、そういった方向性を示していただければと思う。

平田 経営企画
部長

総合計画の中で具体的な落とし込みの方法というのはまだない状態ですが、今回、第6次総合計画の中でリーディングプロジェクトというようなものがありますけれども、そのほかにも、各所属が集まれるような調整会議ということもあったり、いろいろな会議体を設けることもできますし、場合によっては一つのテーマを持って取り組むこともできるかと思えます。そのあたりの手法については、今後検討しますが、いずれにしても、全庁的な取り組みとして標準的にこういった理解というものが進んだ中でいろいろな施策がこれから考えていけるようには取り組んでいきたいと考えております。

末吉委員

先ほど部長が全庁というお話だったが、例えば、一般質問だったと思うが、国保の保険証か介護保険課どちらか、男女の記載は改善済みであるというお話があって、各課、各部署でやれるところはやっていると思うが、例えば、危機管理であるとか、建設やこども未来や、教育委員会も含めた全ての部課にかかわってくる問題だと思う。全庁に声をかけるというのが、例えば経営企画の方が個別にかけられるのか、少し横串を通した少し考える場をつくっていただけるのかわからないが、どのように

進めていかれるのか、意気込みというか、教えていただきたい。

平田 経営企画
部長

平成15年に行政文書に関する申請書類の性別欄の見直しというこ
とで一斉に全庁的に調査をして改善できるところはしておりますし、法
的にそういったところが削れないという部分はまだ残っているところ
があります。いずれにしても、平成15年に行ったことですので、現状
については15年ぐらい経っておりますので、改めて、全庁的に照会と
いったこともすることによって、またそういった意識になるということ
もあるかと思えます。新年度に入りまして、そのような取り組みも検討
してみたいと思えます。

末吉委員

書類上のことだけではなく、先ほど少し言ったが、例えば危機管理な
どで、避難所であったり避難であったりということに対しても、配慮が
重要になってくると思う。そういった意味で、各部それぞれが抱えてい
る課題があると思う。そのことの、意識づけをしていくことが必要かと
思うのだが、その音頭取りをどこがするのか。

平田 経営企画
部長

経営企画部の方で、中心になってやることになりますので、そのあた
りはしっかり考えます。

城下委員

先ほど、小川参考人から制服のことをおっしゃっていた。その気持ち

はとてもわかる。教育委員会の所管になると思うが、既に中野区では女子に対してズボンもOKだというような、全国的にもそういう取組もあるので、教育委員会と連携していくことも重要だと思うが、新年度、こういうことに関して、教育委員会との協議みたいなものは、次期男女共同参画計画、第4次がスタートするわけだが、そのあたりは予定されているのか。

酒井企画総務
課主幹

議員がおっしゃったように、第4次の計画がスタートしてから、進捗状況や実際にどこまで事業が各自で進んでいるかというところで、各担当部署と調整しながらの中で、そういった制服の問題、選択制になるかどうか、そういった部分も議題として話し合っていきたいと思います。

亀山委員

先ほど小川参考人の話の中で、相談しやすい体制、同じ悩みを持っている方々の出会いとか交流の場とか、そういったものが、励みになっていたりするという話だったので、例えば、できること、研究することというふうに時間の問題でなっていると思うが、どちらに入ることなのか。すぐ取り組めることなのか、これは研究していきますよという話なのか。相談しやすいという先ほど幾つか例は挙げていたが、明記していただくことで相談しやすくなるのかはすぐにできることだと思うが、いかがか。

内野企画総務
課長

相談しやすさという話ですが、ふらっとの場合、主に女性の例えば身体だとか心だとか、そういった相談をずっと続けてきた経緯があります。その中で、近年、性の多様性の関係で、性的少数者の関係が出てきたのですが、電話相談もありますし、窓口では相談しない仕組みになっておりまして、個室が用意されている形をとっていますので、あとは、他の部署ですところの支援室とかでも相談は受けております。市民相談の方でも、法的な関係の相談とかは受けておりますので、それぞれの分野で受けてはいるのですが、ふらっとに関しては先ほど申し上げた形になっております。相談内容は多岐に渡っておりますから、性的少数者も含めて、心や身体という形で受けている現状です。

村上委員

そこを何か具体的に、予算を取らなくても、ふらっとの方でそういったことを書くぐらいはできるかという確認である。

平田経営企画
部長

恐らく、先ほどありましたホームページであったり、会報の掲載であったり、そういったところは研究しなくてもできる部分ですけども、例えば、電話相談は行っておりますがメール、LINEによる相談となりますと、また体制とか費用がかかる部分等がありますので、これについては、やはり、よりよい方法というものを探っていく必要がありますので、少しお時間をいただくようになると思います。まず、そのあたりのところができることと、できないことの境目と言いますか、費用面と

か、よりよいものを選んでいく、そういったものについてはお時間をいただくようになると思います。

末吉委員

先ほど、小川参考人から大学に入ってから、環境が変わったというようなお話があった。今、大学によるけれども、例えば明治大学の学長がカミングアウトされたりだとか、非常に進んでいる大学がふえている。一橋大学では、大学生の自殺を受けて、東京都国立市が全ての多様性を認める条例をつくったということもあり、大学と自治体との連携ということで言えば、早稲田大学がこのLGBTに関しては非常に進んだ取り組みをされていると伺っている。所沢キャンパスが今どういうふうになっているかわからないけれども、せっかく早稲田大学が所沢にあるわけなので、ぜひ連携、情報共有をしていただけたらと思う。他にも、秋草であったり、市内に大学はあるけれども、その点についてはいかがか。

酒井企画総務
課主幹

先ほどから申しております、第4次の計画の進捗状況の中で、推進していくためには当然、今議員がおっしゃった大学との連携も必要ですし、もちろん、先ほどから言われています教育委員会との連携も必要なので、そのあたりのところは、いろいろな部署と連携を図りながら、進めていきたいと考えております。

【質疑終結】

休 憩 (午前11時12分)

(休憩中に協議会を開催する。)

再 開 (午前11時35分)

【意 見】

近藤委員

紹介会派になっていないため、自由民主党・無所属の会を代表いたしまして、意見を申し上げます。同性カップル等のパートナーシップの公的認証と性的少数者への理解、差別の解消につながり、性的少数者を含めた誰もが自分らしく生きられる社会を実現することを願い、賛成意見といたします。

末吉委員

私たち総務経済常任委員会は、この2カ年に渡り、性的少数者に関して先進市である大阪市淀川区への視察を始め、調査研究を行ってきました。本日の参考人の陳述及び質疑を通じ、所沢市の性的少数者への配慮や対応がまだまだ不十分であることがわかりました。この勇気ある請願、陳述が今後の政策に大きなきっかけとなると思います。経営企画部長からは、できることから前向きに進めていく旨の答弁がありました。今後、パートナーシップ条例の制定を含め、性的少数者への各施策を速やかに取り組んでいただくことを求め、採択することを提案します。

【請願第1号の採決】

請願第1号については、全会一致、採択すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会（午前11時37分）